

政策研究センター規程

令和6年4月1日 規程第212号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第4条の規定に基づき、静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科附属政策研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、経営情報イノベーション研究科（以下「研究科」という。）の「公共政策」、「経営」、「データサイエンス」又は「観光」の各分野（以下「各分野」という。）における政策に関する知見や、研究科に附属する他の研究センターにおける研究と融合させつつ、政策に関する研究を行い、その成果を大学院内外に発信し、もって、静岡県の発展へ寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学内において各分野における政策に関心を持つ研究者が交流する場の提供
- (2) 各分野の政策に関する研究会の開催
- (3) 各分野の政策に関する講演会等への講師等の派遣
- (4) 各分野の政策に関する情報の収集と発信
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 センターに、次の長、研究員及び職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター客員研究員
- (5) センター職員

(センター長)

第5条 センター長は、研究科の教授のうちから、経営情報イノベーション研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て経営情報イノベーション研究科長（以下「研究科長」という。）が推薦し、学長が任命する。

- 2 センター長は、センターに関することを統括する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名し、研究科委員会の議を経て研究科長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合はその職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

4 任期の途中で副センター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、静岡県立大学の各学部、各研究科及び薬食生命科学総合学府並びに静岡県立大学短期大学部（以下「各部局」という。）において各分野を研究する教員のうちから、各部局の教授会、研究科委員会又は研究院委員会の承認を得てセンター長が委嘱する。

2 センター研究員は、第3条各号に掲げる事業の実施について協力する。

3 センター研究員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、静岡県立大学の教職員以外であり、各分野に関する専門的知見を有する者のうちから、センター長が委嘱する。

2 センター客員研究員は、第3条各号に掲げる事業の実施について協力する。

3 センター客員研究員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(センター職員)

第9条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第10条 センターの業務を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(報告義務)

第11条 センター長は、毎年度の事業計画及び事業実績を研究科委員会に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。